

原子力発第09011号  
平成21年4月13日

愛媛県知事  
加戸守行 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 常盤百樹

原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんへの対応  
に係る国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんへの対応に関して、平成21年4月13日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

# 経済産業省

平成21・04・13原院第2号

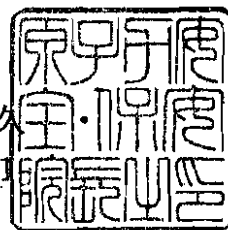
平成21年4月13日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久

NISA-161b-09-1



原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんへの対応について（指示）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成21年4月13日、中部電力株式会社及び中国電力株式会社より、株式会社日立製作所の調達先として日本工業検査株式会社が平成13年に実施した浜岡原子力発電所第5号機及び平成20年に実施した島根原子力発電所第3号機のそれぞれの湿分分離加熱器の内部配管における焼鈍作業の記録に改ざんが確認された旨の連絡を受けました。

つきましては、貴社の原子力施設又は原子力発電所において日本工業検査株式会社が実施した焼鈍作業に係る記録について、同様の改ざんが無いか、貴社で確認した結果を速やかに当院に報告するよう求めます。